

# 訓令

埼玉県労働委員会  
訓令第一号

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県労働委員会会長 甲原 裕子

埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県 訓令第一

埼玉県労働委員会事務局決裁規程（昭和五十四年 埼玉県地方労働委員会 訓令第一

号）の一部を次のように改正する。

別表第二号ナ中「公示し、及び」を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。